5.都市公園

. 管理(設置・運営等を含む)に関する事務の民間開放

- 1.制度の現状
- (1)施設を管理することのできる者に関する規定

都市公園の管理は国又は地方公共団体が行うこととされている(都市公園 法第2条の3)

ただし、

地方公共団体が管理する都市公園については、地方自治法に基づく指定管理者(民間を含む。)に議会の議決を受けて、利用料金の徴収、都市公園に関する工事や維持等の都市公園全体又は一定規模の区域の管理(設置を含まない。)を行わせることができる(地方自治法第244条の2第3項)。

公園管理者(国又は地方公共団体)は、自ら設置管理することが不適当 又は困難と認められる場合に限り、公園管理者の許可により公園管理者 以外の者(民間を含む。)に公園施設の設置管理を行わせることができ る(都市公園法第5条第1項、第2項)。

(2)民間による管理事務の実施の現状

指定管理者制度については、本年9月より施行されたところ。

都市公園法第5条に基づく設置管理許可については、当該許可を受けた公園管理者以外の者(民間を含む。)に広く売店やレストラン等の設置管理を行わせている。また、清掃や警備等の事実行為については、当該許可を要することなく広く公園管理者以外の者に行わせている。

2. 民間開放の取り組み状況

上述のとおり、民間が公園施設の設置管理等を行うことは可能である。

. 施設の占用・使用の民間開放

- 1.制度の現状
- (1)公共施設の占用・使用に関する規定

都市公園に公園施設以外の工作物等を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない(都市公園法第6条)。

また、国の設置に係る都市公園においては、都市公園において物品の販売等を行おうとする場合には公園管理者の許可を受けなければならない(都市公園法第10条の3)。地方公共団体の設置に係る都市公園においては、一般的に条例に類似の規定が存する(都市公園法第18条)。

(2)占用・使用を許可される者

許可を受ける主体に制限はなく、電力会社や電話会社等の民間に対して占用の許可がなされているとともに、都市公園内において物品を販売する者や競技会を開催するために都市公園を独占利用する者に対してその行為についての許可がなされている。

2. 民間開放の取り組み状況

上述のとおり、民間が占用・使用許可を受けることは可能である。

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該 地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。) は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。
- 2 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、地方公共 団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては 国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受 けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 略

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を 占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2~4 略

- 第十条の三 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする ときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければな らない。
 - 一 物品を販売し、又は頒布すること。
 - 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は 一部を独占して利用すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為 で政令で定めるもの

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置 及び管理に関し必要な事項は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該 地方公共団体の条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令で定める。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 略

- 2 略
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4~11 略